

2013

# ミニディスクロージャー誌

平成25年度上半期 経営情報  
(平成25年4月1日～平成25年9月30日)



大江町左沢 日本一公園(楯山公園)からの眺望  
—眼下に迂回する最上川の雄大な流れ—



山形県医師信用組合

## ご挨拶

皆様には、平素からお引き立てを賜り心より厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の平成25年度上半期の概要をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

今後とも、当組合では、皆様により充実した金融サービスを提供できますよう、これまで以上に経営の健全性と強固な経営基盤づくりに努めてまいりますので、なお一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年11月吉日

山形県医師信用組合  
理事長 有海 躬行

## ◆ 主要勘定

(単位：千円)

| 勘定科目         | 平成25年9月末  | 〈参考〉平成25年3月末 |
|--------------|-----------|--------------|
| 預金・積金        | 8,481,838 | 8,379,965    |
| 貸出金          | 2,338,225 | 2,387,229    |
| 預け金          | 1,940,422 | 1,993,787    |
| 有価証券         | 5,162,537 | 5,014,038    |
| 経常収益 (A)     | 74,702    | 129,813      |
| 経常費用 (B)     | 38,226    | 78,145       |
| 経常利益 (A - B) | 36,476    | 51,668       |
| 業務純益         | 32,274    | 55,872       |
| コア業務純益       | 19,182    | 33,329       |
| 当期純利益        | 23,603    | 44,483       |
| 純資産          | 922,873   | 937,565      |
| (うち出資金)      | 79,980    | 77,570       |
| 組合員数         | 726 人     | 717 人        |

## ◆ 主な経営指標の推移

(単位：千円)

| 区分       | 平成21年9月末  | 平成22年9月末  | 平成23年9月末  | 平成24年9月末  | 平成25年9月末  |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 経常収益     | 56,679    | 54,104    | 63,257    | 62,282    | 74,702    |
| 経常利益     | 8,111     | 7,248     | 18,832    | 23,377    | 36,476    |
| 当期純利益    | 8,868     | 7,414     | 17,833    | 19,586    | 23,603    |
| 預金・積金残高  | 6,653,172 | 7,359,984 | 7,598,762 | 7,879,291 | 8,481,838 |
| 貸出金残高    | 1,308,590 | 1,631,620 | 1,870,341 | 2,281,747 | 2,338,225 |
| 有価証券残高   | 4,332,362 | 4,796,235 | 5,077,748 | 4,905,000 | 5,162,537 |
| 総資産額     | 7,416,531 | 8,214,702 | 8,411,667 | 8,751,773 | 9,468,779 |
| 純資産額     | 691,946   | 772,316   | 771,586   | 829,930   | 922,873   |
| 単体自己資本比率 | 29.21 %   | 23.67 %   | 24.86 %   | 19.02 %   | 23.11 %   |
| 出資金      | 68,870    | 75,620    | 75,930    | 77,420    | 79,980    |
| 組合員数     | 608 人     | 669 人     | 669 人     | 703 人     | 726 人     |
| 職員数      | 3 人       | 3 人       | 3 人       | 3 人       | 3 人       |

## ◆ 自己資本比率（国内基準）

（単位：千円）

| 区 分         | 平成25年9月末  | 〈参考〉平成25年3月末 |
|-------------|-----------|--------------|
| 基本的項目       | 804,617   | 778,603      |
| その他有価証券評価差損 | —         | —            |
| 補完的項目       | 7,644     | 7,696        |
| 控除項目        | —         | —            |
| 自己資本総額      | 812,261   | 786,299      |
| リスク・アセット    | 3,514,327 | 3,666,622    |
| Tier1比率     | 22.89%    | 21.23%       |
| 自己資本比率      | 23.11%    | 21.44%       |

（注1）当組合は、「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第22号）に係る算式に基づき算出しています。なお、当組合は国内基準を算出しております。

（注2）「その他有価証券の評価差損(△)」欄につきましては、平成26年3月30日までの間は、平成24年金融庁告示第56号に基づく特例に従い当該金額を記載しておりません。なお、特例を考慮しない場合の金額は、上記計数と変わりありません。

## ◆ 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

（単位：千円）

| 区分                | 債権額<br>① | 担保・保証等<br>② | 貸倒引当金<br>③ | 保全額<br>④=②+③ | 保全率<br>⑤=④/① | 引当率<br>⑥=③/(①+②) |
|-------------------|----------|-------------|------------|--------------|--------------|------------------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 | 25年3月末   | —           | —          | —            | —            | —                |
|                   | 25年9月末   | —           | —          | —            | —            | —                |
| 危険債権              | 25年3月末   | 27,672      | 260        | 27,412       | 100.00%      | 100.00%          |
|                   | 25年9月末   | —           | —          | —            | —            | —                |
| 要管理債権             | 25年3月末   | —           | —          | —            | —            | —                |
|                   | 25年9月末   | —           | —          | —            | —            | —                |
| 不良債権計【A】          | 25年3月末   | 27,672      | 260        | 27,412       | 100.00%      | 100.00%          |
|                   | 25年9月末   | —           | —          | —            | —            | —                |
| 正常債権              | 25年3月末   | 2,359,557   | —          | —            | —            | —                |
|                   | 25年9月末   | 2,338,225   | —          | —            | —            | —                |
| 合 計【B】            | 25年3月末   | 2,387,229   | —          | —            | —            | —                |
|                   | 25年9月末   | 2,338,225   | —          | —            | —            | —                |
| 不良債権比率【A】/【B】     | 25年3月末   | 1.15%       | —          | —            | —            | —                |
|                   | 25年9月末   | 0.00%       | —          | —            | —            | —                |

（注）平成25年9月末の計数は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する各債権のカテゴリーにより分類し、以下の簡便な方法により算出しています。

（平成25年9月末の算出方法）

- 債務者区分については原則として平成25年3月末時点における自己査定による債務者区分を基準としております。ただし、4月1日から9月末までに倒産、不渡り等の客観的な事実による債務者区分の変更等があった債務者については、当組合の定める基準に基づく債務者区分見直し後の債務者区分によっております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」の金額は、債務者区分でいう破綻先及び実質破綻先に該当する債務者に対する債権の合計のことでです。
- 「危険債権」の金額は、債務者区分でいう破綻懸念先に該当する債務者に対する債権の合計のことでです。
- 「要管理債権」の金額は、債務者区分でいう要注意先に該当する債務者に対する債権のうち、貸出条件を緩和している債権及び3か月以上延滞している債権の合計のことでです。
- 「正常債権」の金額は、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権の合計のことでです。

※記載の各計数は、単位未満を切り捨てて表示していますので、合計が一致しない場合があります。

## ◆ 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円)

| 業種区分            | 平成25年9月末  |        | 〈参考〉平成25年3月末 |        |
|-----------------|-----------|--------|--------------|--------|
|                 | 金額        | 構成比    | 金額           | 構成比    |
| 医療、福祉           | 1,136,672 | 48.6%  | 1,151,903    | 48.3%  |
| その他のサービス        | —         | —      | —            | —      |
| その他の産業          | 52,000    | 2.2%   | 60,000       | 2.5%   |
| 小計              | 1,188,672 | 50.8%  | 1,211,904    | 50.8%  |
| 地方公共団体          | —         | —      | —            | —      |
| 個人（住宅・消費・納税資金等） | 1,149,553 | 49.2%  | 1,175,325    | 49.2%  |
| 合計              | 2,338,255 | 100.0% | 2,387,229    | 100.0% |

## ◆ 有価証券、金銭の信託等の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

(単位：千円)

| 項目        |        | 取得価額<br>又は契約価額 | 時価        | 評価損益    |
|-----------|--------|----------------|-----------|---------|
| 有価証券      | 25年3月末 | 4,798,750      | 4,926,783 | 128,033 |
|           | 25年9月末 | 4,995,979      | 5,084,314 | 88,335  |
| 金銭の信託     | 25年3月末 | —              | —         | —       |
|           | 25年9月末 | —              | —         | —       |
| デリバティブ等商品 | 25年3月末 | —              | —         | —       |
|           | 25年9月末 | —              | —         | —       |

(注1) 時価は、「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成11年1月22日）に定める時価に基づいて表示しています。なお、時価のないものについては、帳簿価額で表示しております。

(注2) デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第5条の7第1項第5号に掲げる取引（金融先物取引、金融等デリバティブ取引、取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等）を組合わせた商品です。

## ◆ 地域貢献活動

### ■ 地域に貢献する経営姿勢

医療界における業域信用組合である当組合は、組合員に対する金融サービスを通して、医療施設や医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に寄与し、地域の方々安心して暮らせる環境づくりに貢献してまいります。

### ■ 融資を通じた地域貢献

当組合は、医療施設等の新規開設や増改築、或いは医療機器をはじめとする医療設備の整備・拡充など、地域医療の発展に向けた取組みを支援するため、融資業務を積極的に推進してまいります。

## ◆ 反社会的勢力に対する取組み

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

1. 組織としての対応  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
2. 外部専門機関、関係機関との連携  
当組合は、反社会的勢力による不当要求に備え、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関、および業域金融機関として県医師会、各郡市地区医師会と緊密な連携関係を構築します。
3. 取引を含めた関係の遮断  
当組合は、地域信用組合としての社会的責任を強く認識し、コンプライアンスを徹底するために組織として反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当な要求に対しては、断固として拒絶します。
4. 有事における民事と刑事の法的対応  
当組合は、反社会的勢力による不当な要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対抗措置を講じるなど、断固たる態度で臨みます。
5. 資金提供、不適切・異例取引および便宜供与の禁止  
当組合は、いかなる理由があろうと、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、または不適切かつ異例な取引および便宜の供与等は決して行いません。

## ◆ 金融円滑化への取組み

### ■ 金融円滑化管理方針（要旨）

当組合は、地域・業域金融機関としての経営理念である相互扶助の精神に基づき、組合員である先方および法人の最も身近な頼れる相談相手として、お客様と一緒に悩み問題の解決を図るため、以下のとおり金融円滑化管理方針をここに定め、これを遵守して全役職員一体となって取組むこととします。

1. 金融円滑化管理の目的  
金融円滑化管理は、金融円滑化管理態勢の整備・確立に向けて、当組合が適切なリスク管理のもと、適切かつ節度あるリスクテイクを行い、金融仲介機能を発揮していくことにより、当組合の信頼の維持および業務の健全性ならびに適切性を確保することを目的とします。
2. 当組合の金融円滑化管理態勢
  - (1) 理事、理事会、常務会、金融円滑化委員会の役割・責任
    - ① 理事長は、金融円滑化委員長として、当組合の金融円滑化管理態勢を統括し、金融円滑化管理に係る基本事項および必要事項を組合内に周知します。
    - ② 理事会は、金融円滑化管理態勢の構築・推進のための基本的事項を定めた金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規程を策定するとともに、金融円滑化管理に関する重要事項を審議して、金融円滑化管理態勢を構築・推進します。
    - ③ 常務会は、金融円滑化委員会に向けた当組合の対応状況の把握や管理態勢の整備に努めるとともに、理事会の補助的役割をはたします。
    - ④ 金融円滑化管理担当理事は、理事会の決議に基づき、金融円滑化管理責任者に対する指揮・命令を通じて、金融円滑化管理態勢の整備および充実ならびに強化にあたります。
  - (2) 金融円滑化管理責任者の役割・責任
    - ① 当組合における金融円滑化管理態勢の推進等について責任を有します。
    - ② 金融円滑化管理規程および金融円滑化マニュアル等の策定・見直しなど金融円滑化管理態勢に係る基本的事項を立案します。
    - ③ 研修等により金融円滑化管理の重要性および遵守すべき法令、内部規程等を役職員に周知します。
    - ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化担当理事へ報告します。

### (3) 金融円滑化管理統括部門の役割・責任

- ① 金融円滑化管理担当者と連携しつつ、金融円滑化管理に関する事項を一元的に管理・統括して、金融円滑化管理態勢の充実・強化にあたります。
  - ② 金融円滑化に関する申込み・相談・苦情（以下「相談等」という。）に対する検討・審査および回答について、速やかな対応に努めます。
  - ③ 金融円滑化に関する相談等窓口の運用状況を管理します。
  - ④ 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理責任者へ報告します。
- (4) 金融円滑化管理担当者の役割・責任
- ① 金融円滑化管理統括部門と連携し、金融円滑化管理態勢の整備および推進に努めます。
  - ② 金融円滑化管理態勢上の問題点について、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。
- (5) 金融円滑化に関する相談窓口の設置
- 金融円滑化に関する相談等窓口を設置し、その担当者は、顧客からの相談等の内容を相談管理簿に記録し、適時・適切に金融円滑化管理統括部門へ報告します。

## ■貸付条件の変更等の実施状況

貸付条件の変更等の実施状況（四半期毎）につきましては、当組合のホームページ（<http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>）に掲載していますのでご参照ください。

## ◆金融ADR制度への対応

### ■金融ADR制度を踏まえた内部管理態勢

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度を踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応をはかり、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

1. お客様からの苦情等については、当組合の苦情等受付窓口で受け付けます。
2. お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係各部署との連携をはかり、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
3. 苦情等の受付対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いたします。
4. お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の金融機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します、その標準的な手続等の情報を提供します。
5. 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際は、しんくみ相談所の規則等を遵守し解決に取組みます。
6. 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、顧客サポート等管理責任者が一元的に管理します。
7. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基き、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
8. 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基き業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底をはかります。
9. 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止にむけた取組みを不断に行います。

### ■お問い合わせ窓口

当組合では、お客様により一層のご満足をいただけるよう、お取引に係るご苦情等を受けておりますので、お気軽にお申し出ください。

<当組合へのお申出先>  
山形県医師信用組合

住 所：990-2473 山形県山形市松栄1丁目6番73号

電話番号：023-666-5700

受付日：月曜から金曜（祝日及び当組合の休業日を除く）

受付時間：午前8:30～午後5:00

苦情等のお申し出は当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています。(詳しくは、当組合にご相談ください。)

### しんくみ相談所 (全国信用組合中央協会)

住 所：104-0031 東京都中央区京橋1-9-1  
電話番号：03-3567-2456  
受 付 日：月曜から金曜 (祝日及び協会の休業日を除く)  
受付時間：午前9:00～午後5:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の理解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決をはかることも可能ですので、当組合またはしんくみ相談所へお申し出ください。また、お客様が直接、仲裁センター等へお申し出することも可能です。

| 名 称        | 東京弁護士会紛争解決センター                             | 第一東京弁護士会仲裁センター                              | 第二東京弁護士会仲裁センター                             |
|------------|--|---|--|
| 住 所        | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関1-1-3               | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関1-1-3                | 〒100-0013<br>東京都千代田区霞ヶ関1-1-3               |
| 電 話        | 03-3581-0031                               | 03-3595-8588                                | 03-3581-2249                               |
| 受付日<br>時 間 | 月曜～金曜(除:祝日、年末年始)<br>9:30～12:00、13:00～15:00 | 月曜～金曜(除:祝日、年末年始)<br>10:00～12:00、13:00～16:00 | 月曜～金曜(除:祝日、年末年始)<br>9:30～12:00、13:00～17:00 |

#### ■注記事項

上記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ①移管調停…東京以外の弁護士の仲裁センター等に事件を移管する。
- ②現地調停…東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありません。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

## 山形県医師信用組合

〒990-2473 山形市松栄一丁目6番73号 TEL.023-666-5700 FAX.023-666-5701  
URL <http://www.yama-ishishinkumi.co.jp/>

◆各種ローン商品のご案内

| 番号 | 商品  | 金利   | 限度額                                    | 期間          | 措置期間                       | 保証料・手数料 | ご利用いただける方   | お問い合わせ                                   | 保証人   | 担保   | お申込時ご提出いただく書類                                      |
|----|---|--|--|-------------|----------------------------|---------|---|--|-------|--|--|
| 1  | 山形県医師会<br>第10回 成力貯蓄会結算<br>返戻金期間<br>27年3月末まで | 1年以内 0.90%<br>3年以内 1.05%<br>5年以内 1.10%<br>7年以内 1.15%<br>10年以内 1.20%<br>(変動金利年(回)見直し) | 5,000万円                                | 10年以内       | 運転資金(お借付まで)<br>設備資金(お借付まで) | 不要      | 山形県医師会会員かつ当組合の組合員で、山形県医師会第10回成力貯蓄会の「加入者」※お立ち金1(1万円)につき500万円まで                                       | 医療経営の改善資金・子病教育資金、その他資金等                  | 原則 1名 | 原則 3,000万円超は不動産担保                              | ・借入申込書   |
| 2  | ※新商品<br>平成25年9月2日より取扱い開始                    | 固定金利 0.95%   | 3,000万円<br>(10万円単位)                    | 5年以内        | -                          | 不要      | 山形県医師会会員かつ当組合の組合員で、積立取引のある方   | 設備資金・運転資金・借金返還期間からの借換資金等                 | 原則 1名 | ※上記ご当組合員は、資金として2,000万円を超えたる場合には担保が必要となる場合があります | ・借入申込書<br>・見積書、契約書、設計図、計画書、等                       |
| 3  | 住宅ローン                                       | 1.55%  | 1億円                                    | 30年以内       | -                          | 不要      | 当組合の組合員かつ団体(住宅金融支援機構、国民生活センター、住宅金融協会のいずれか)の借入者  | 自宅の購入、新築・増改築、リノベーション、自宅用他の購入、住宅取得補助金の借換等 | 原則 1名 | 融資対象の土地・建物                                     | ・確定申告書、または源泉徴収票<br>・個人・連立2年分保証人許容身分法人・過去2分(決算書を含む) |
| 4  | 医療機関・医療シニア購入ローン                             | 3年以内 1.30%<br>5年以内 1.50%<br>7年以内 1.75%<br>10年以内 1.95%<br>(変動金利年(回)見直し)               | 3,000万円<br>(10万円単位)                    | 10年以内       | -                          | 不要      | 山形県医師会々会員かつ当組合の組合員  | 医療機関及び医療シニア購入資金、固定資産の担保資金等               | 原則 1名 | 不要   | ・確定申告書、または源泉徴収票<br>・個人・連立2年分保証人許容身分法人・過去2分(決算書を含む) |
| 5  | 年末・中元・納税準備資金融資                              | 固定金利 0.95%   | 1,500万円<br>(10万円単位)                    | 1年以内        | -                          | 不要      | ①山形県医師会A会員かつ当組合の組合員<br>②山形県医師会A会員かつ当組合の組合員が代表を務める医療法人<br>③山形県医師会会員かつ当組合の組合員が代表を務める都市地区医師会および医療機関連合体 | 年末・中元の従業員に対するボーナス、役員、納税資金                | 原則 1名 | 原則 不要  | ・不動産登記事項証明書<br>・固定資産税評価証明書等                        |
| 6  | 教育ローン                                       | 5年以内 1.50%<br>7年以内 1.70%<br>10年以内 1.80%<br>20年以内 1.90%<br>(変動金利年(回)見直し)              | 4,000万円                                | 20年以内       | 最長6年                       | 不要      | 山形県医師会会員かつ当組合の組合員   | 子弟の教育に係るあらゆる資金                           | 原則 1名 | 原則 3,000万円超は不動産担保                              | ・他行借入各返済予定表等                                       |
| 7  | マイカーローン                                     | 5年以内 1.70%<br>7年以内 1.80%<br>(変動金利年(回)見直し)  | 1,000万円                                | 7年以内        | -                          | 不要      | 当組合の組合員である個人  | ①マイカー購入資金<br>②マイカーに関する各種修理・車庫建設資金等       | 原則 1名 | 不要   |  |
| 8  | 一般結算  | 1年以内 1.00%<br>3年以内 1.40%<br>5年以内 1.50%<br>7年以内 1.60%<br>10年以内 1.80%<br>(変動金利年(回)見直し) | 1億円                                    | 10年以内       | -                          | 不要      | 山形県医師会会員かつ当組合の組合員   | 医療機関設備資金、納税資金、長短運転資金等                    | 原則 1名 | 原則 3,000万円超は不動産担保                              |  |
| 9  | 開業・継承ローン                                    | 10年以内 1.25%<br>15年以内 1.45%<br>25年以内 1.75%<br>(変動金利年(回)見直し)                           | 1億円                                    | 25年以内       | -                          | 不要      | 山形県医師会会員かつ当組合の組合員   | 診療所の創業・増築に係るあらゆる資金                       | 原則 1名 | 原則 3,000万円超は不動産担保                              |  |
| 10 | 都市地区医師会等融資                                  | 当組合理事会決議による  | 当組合自己資本の20/100以内<br>(10万円単位) (最長20年以内) | 当組合理事会決議による | -                          | 不要      | 県内各都市地区医師会及び加入者人格のある医師会連合体  | 不動産購入、事務所新築・増改築、シニア入居改修等設備資金・補助金等につき設備資金 | 原則 不要 | 原則 不要  | 上記のほか<br>・全部事項証明書(法人格を有するもの証明)<br>・借入決議書等諸書類       |